

環境物品等の調達を推進を図るための方針

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、平成16年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の平成16年度における調達の目標

平成16年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成16年3月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすものをいう。以下同じ。）調達の目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に定められた特定調達物品等の判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、会計に関する法令、規程等に従い、予算の適正な使用に留意し、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

情報用紙 （コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、OCR用紙、ジアゾ感光紙） 印刷用紙 （カラー用紙を除く。） 印刷用紙 （カラー用紙） 衛生用紙 （トイレットペーパー、ティッシュペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替 芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー ステープラー針リム バー 連射式クリップ（本 体） 事務用修正具（テー プ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー （ウェットタイプ）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

<p> O Aクリーナー (液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース (FD・ CD・MO 用) マウスパッド O Aフィルター (デスクトップ (CRT・液晶) 用) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり (液状) (補充用 を含む。) のり (澱粉のり) (補 充用を含む。) のり (固形) のり (テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒 (紙製) 窓付き封筒 (紙製) けい紙 起案用紙 ノート タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き </p>	
---	--

ホワイトボード用イ レーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機 (手動) 名札 (机上用) 名札 (衣服取付型・首 下げ型)	
---	--

3. 機器類

いす 机 棚 収納用什器 (棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4. OA機器

コピー機等 (コピー機、複合機、 拡張性のあるデジタ ルコピー機) 電子計算機 プリンタ プリンタ・ファクシミ リ兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機	平成16年度に購入する物品及び平成16年度より新たに貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	--

5. 家電製品

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫） テレビジョン受信機 ビデオテープレコーダー 電気便座	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

6. エアークンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

7. 温水器等

電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

8. 照明

蛍光灯照明器具 蛍光管	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------	------------------------------

9. 自動車等

一般公用車 一般公用車以外の自動車 ETC対応車載器 VICS対応車載器	調達の予定はない。
---	-----------

10. 制服・作業服

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

11. インテリア・寝装寝具

カーテン カーペット（織じゅう たん、ニードルパンチ カーペット） 毛布等（毛布・ふとん） ベッド （ベッドフレーム、マ ットレス）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

12. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

13. その他の繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---------------------------	------------------------------

14. 設備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 生ゴミ処理機	調達の予定はない。
--	-----------

15. 公共工事

調達の予定はない。

16. 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更 正	調達の予定はない。
自動車整備	調達の予定はない。

Ⅱ. 特定調達物品等以外の環境物品及びその調達の目標

1. 特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。
2. O A機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

Ⅲ. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. グリーン購入の調達の推進を図るため、[別紙](#)のとおり、推進本部を設ける。
2. 本調達方針は全ての部署を対象とする。
3. 調達の実績は、毎年度取りまとめ、ホームページで公表する。
4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定められた特定調達物品等の判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。
6. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するように働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
7. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じて I S O14001 又は環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
8. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進する。
9. 本調達方針に基づく相談窓口は、総務部契約課とする。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
環境物品推進体制概要図

推進本部

本部長：理事（総合調整担当）
副本部長：総務部長、総務部次長
本部員：総務部総務課長
 総務部経理課長
 総務部契約課長
 企画調整部企画課長
 健康被害救済部副作用給付課長
 審査管理部企画管理課長
 安全部企画管理課長
 研究振興部企画管理課長

各部調達担当者等